

平成 25 年度介護サービス事業者集団指導

次 第

- 1 開催挨拶 [長崎県福祉保健部長寿社会課] (5分程度)
- 2 防火安全対策について (60分程度)
[長崎県福祉保健部長寿社会課] 資料1-1
[各消防本部] 資料1-2
- 休 憩 — (15分程度)
- 3 指導監査概要について (10分程度) 資料2
- 4 会計検査指摘内容について (10分程度) 資料3
- 5 情報公表制度について (10分程度) 資料4
- 6 業務管理体制について (10分程度) 資料5
- 7 各種届出の期限について (5分程度) 資料6
- 8 ホームページのリニューアルについて (5分程度) 資料7
- 9 社会福祉施設における安全衛生対策等について (15分程度) 別冊
[長崎労働局]
- 10 その他 (配布物)
 - ・福祉サービス第三者評価リーフレット [長崎県福祉保健部福祉保健課]
 - ・歯科検診実施促進チラシ [長崎県福祉保健部長寿社会課]

高齢者福祉施設の防火安全対策について

- 平成25年2月8日に長崎市の認知症高齢者グループホーム「ベルハウス東山手」において、死者5名を出す悲惨な火災事故が発生した。
このグループホームは事業所の面積が275㎡未満でスプリンクラー設置の義務がなく、夜間の介護職員の配置は1人であった。また、火災発生直後、火災通報装置による消防機関への通報の未実施や防火扉が建築基準法に不適合であったことなどが、人的被害が拡大した要因といわれている。
- 国では、総務省消防庁の「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が報告書を取りまとめ、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設(主として自力避難が困難な者が入居又は宿泊する施設)のうち認知症高齢者グループホームなどの高齢者福祉施設について、いわゆる275㎡未満の面積要件を撤廃し、原則として全ての施設にスプリンクラーを設置すること等の見直しが図られたところである。
- 県としては、平成18年の大村市のグループホーム火災事故に続いて、本県で2件目の火災事故が発生し、多くの尊い人命が失われたことを重大に受け止め、入所者の安全・安心を確保するため、989箇所の入所系高齢者福祉施設全てに、スプリンクラーを設置することを目標に掲げ、市町と連携し未設置の施設に対し個別に働きかけを行うとともに、設置費用が過大となり設置が難しい施設については、スプリンクラー整備の借入金にかかる利子助成制度を県単独で創設した。(スプリンクラーの設置状況は3頁、利子助成制度は4頁)
- しかしながら、現行制度の枠組みではスプリンクラー設置補助の対象施設が限定されていることや補助を受けてもなお自己負担が大きいいため設置が進まない事業所が残っていること。また、今回の火災事故を通してソフト面では夜間の人員配置が足りないことや消防法及び建築基準法違反事業所に対する改善指導のあり方等の課題が生じていることから、次の4つの事項について国へ要望を行った。

1. スプリンクラー設置の補助財源確保及び補助単価の引き上げを行うこと。
2. 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所について、補助施設の拡大を図ること。
3. 高齢者福祉施設における夜間体制の人員配置基準の見直し等を行うこと。
 - ①認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所における夜間体制の人員配置基準の見直し及び介護報酬の見直しを行うこと。
 - ②有料老人ホームにおける夜間体制の人員配置の見直しを検討すること。
4. 消防法、建築基準法違反事業所に対する実効性がある是正指導の仕組みづくりを検討すること。

- 上記1及び2については、別添（5頁）のとおり見直しが行われた。
- 7頁の「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対処方針について（通知）を昨年9月30日付けで関係事業所へ送付している。
このなかに、スプリンクラーの設置基準などのハード面の見直しと併せて、9頁の「3 従業員教育について」、10頁の「4 効果的な訓練の実施について」、「5 近隣との協力体制について」などソフト面の取組みが記載されており、各事業所におかれては改めてこれらの取組みを行っていただくようお願いする。
- 13頁の「防災・安全に係る事業所自主点検マニュアル」については、表紙と目次を配布しているが、先のグループホーム火災を受けて、長崎市の関係3部局で取りまとめられたマニュアルである。監査指導課の監査時に参考配布がされているが、長寿社会課のホームページにアップしているので、活用してください。
- 火災が発生しやすい時期でもあるので、防火安全対策の更なる徹底を図られようお願いする。

入所系高齢者福祉施設におけるスプリングラ―設置状況

平成25年12月1日現在

施設分類(対象施設名)	総数	設置	未設置		未設置のうち設置予定あり	設置予定なし	
			うち義務あり	うち義務なし		うち義務あり	うち義務なし
○グループホーム (ベルハウス東山手を除く)	334	319	15	—	15	—	—
○地域密着型特別養護老人ホーム	16	16	—	—	—	—	—
●老人短期入所施設	156	154	2	—	1	1	—
●養護老人ホーム	32	31	1	1	1	—	—
●特別養護老人ホーム	107	107	—	—	—	—	—
●介護老人保健施設	61	61	—	—	—	—	—
小計	372	369	3	1	2	1	—
○小規模多機能型居宅介護事業所	104	81	23	—	19	4	—
●軽費老人ホーム	38	32	6	—	3	3	—
小計	142	113	29	—	22	7	—
●有料老人ホーム	141	112	29	1	22	7	—
合計	655	594	61	2	46	15	—
入所系 計	989	913	76	2	61	15	—

グループホーム以外の施設

9月補正予算案の概要

事業名 老人福祉施設スプリンクラー設備緊急整備事業費

1. 事業目的

○ 平成25年2月のグループホーム火災を受け、入所者の安全・安心の確保のため、入所系高齢者福祉施設全てにおけるスプリンクラー設置を推進

2. 事業内容

○ 設置費用が過大のため自己負担だけでは設置ができない施設があることから、県が指定や届出の権限を持つ有料老人ホーム等の入所系高齢者福祉施設のうち、今年度中にスプリンクラー整備に係る借入を行う施設に対し利子助成を実施する。(県単独事業)

・ 助成対象：スプリンクラー整備のため100万円以上借入を行う施設

・ 助成額：償還利子3.0%を上限

原則として借入は独立行政法人福祉医療機構から行うものとする

・ 助成期間：平成25～34年度償還分(10年間)

3. 補正予算(案) 3,988千円(債務負担行為H26～34 36,951千円)

・ 積算根拠：利子助成対象18施設の借入予定額に対する利子相当額

基金補助対象施設… 整備予定額から補助予定額を控除し算出

基金補助対象外施設… 整備予定額から算出

(有料老人ホーム14、軽費老人ホーム3、ショートステイ1)

4. スプリンクラー設置状況
H25.8.1現在

総計

979施設

①設置済 903施設
(設置率92.2%)

②未設置 76施設
うち設置予定55施設
予定なし21施設

○ **社会福祉施設等の耐震化・防火対策等の推進**
(既存介護施設等のスプリンクラー整備支援)

平成25年度補正予算 60億円
(ハード交付金)

1. 概要

- 平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災等を受け、自力避難が困難である要介護者等が入居等する施設等について、スプリンクラー設備等の設置が求められているところである。
- 一方、消防庁においては、高齢者施設のスプリンクラー設備に係る面積要件等を見直すための消防法施行令の改正が予定されており、平成27年4月より施行される予定となっている。
- このため、現在、スプリンクラー設備等が未設置となっている施設等について、平成27年4月に向けて、スプリンクラー設備等の設置を計画的に行うものである。

2. 事業内容・補助単価

① **小規模施設の消火ポンプ等に要する費用の助成分 (17億円) [新規]**

(事業内容) スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置して対応する場合に要する費用について補助する。

(補助対象) 275㎡未満の小規模施設 (特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等)

(補助単価) 定額: 2,250千円 (1施設あたり)

② **小規模多機能型居宅介護事業所へのスプリンクラー助成分 (2億円)**

(事業内容) スプリンクラー設備等が未設置である275㎡未満の小規模多機能型居宅介護事業所について、スプリンクラー設置に要する費用を補助する。

(補助対象) スプリンクラー未設置の小規模多機能型居宅介護事業所 (275㎡未満)

(補助単価) 定額: 9千円 (1㎡あたり)

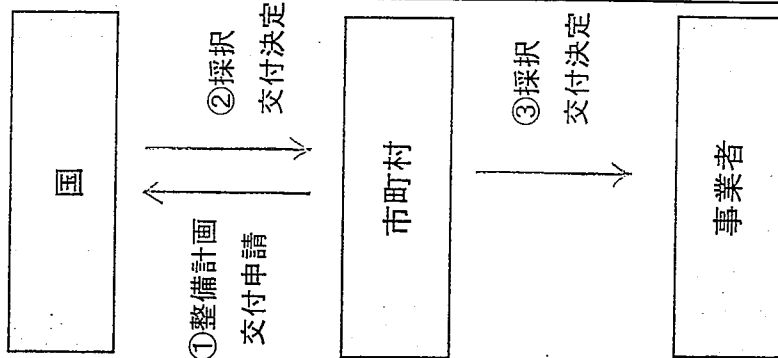
③ **ケアハウス等へのスプリンクラー助成分 (41億円)**

(事業内容) スプリンクラー設備等が未設置であるケアハウス等について、スプリンクラー設置に要する費用を補助する。

(補助対象) スプリンクラー未設置のケアハウス等

(補助単価) 定額: 17千円 (1㎡あたり、1,000㎡以上)、9千円 (1㎡あたり、1,000㎡未満)

3. 補助の流れ



(要求メニュー・助成単価)

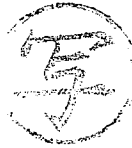
《現行》

施設種別	助成単価	現在の支援策
特別養護老人ホーム及び老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ○スプリンクラー設備 <ul style="list-style-type: none"> -1,000㎡以上 (17千円/㎡) -0~1,000㎡未満 (9千円/㎡) ○自動火災報知設備(※) 1,000千円/1施設 ○消防機関へ通報する火災報知設備(※) 300千円/1施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護基盤緊急整備等臨時特例基金 -平成21年度に各都道府県に設置 -実施期限は平成25年度末まで
認知症高齢者グループホーム 軽費老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの) 養護老人ホーム 有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの) 小規模多機能型居宅介護事業所 (要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等) 老人短期入所施設		



《改正案》

施設種別	助成単価	支援策
特別養護老人ホーム及び老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ○スプリンクラー設備 <ul style="list-style-type: none"> -1,000㎡以上 (17千円/㎡) -0~1,000㎡未満 (9千円/㎡) -275㎡未満で消火ポンプ等の設置が必要な場合 (9千円/㎡+2,250千円/1施設) ○自動火災報知設備(※) 1,000千円/1施設 ○消防機関へ通報する火災報知設備(※) 300千円/1施設 	○平成25年度補正予算
認知症高齢者グループホーム 軽費老人ホーム 養護老人ホーム 有料老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 複合型サービス事業所 老人短期入所施設 生活支援ハウス等の宿泊を伴う事業所		



25長社第8054号
平成25年9月30日

特別養護老人ホーム
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
短期入所生活介護事業所
介護老人保健施設
通所介護事業所
通所リハビリテーション事業所
特定施設入居者生活介護事業所

施設長・管理者 様

長崎県長寿社会課長
(公印省略)

「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた
対処方針について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省老健局長より通知がありましたので、お知らせします。

貴施設におかれましては、標記の対処方針に基づき、防火対策の徹底をお願いします。

なお、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設は、別添2の（区分1）※1及び（区分2）※2に該当し、標記通知の記の1から7まで、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームは（区分1）のみに該当し、標記通知の記の1から5までが適用されます。

また、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所及び特定施設入居者生活介護事業所については、別添2の（区分2）に該当し、標記通知の記の6及び7が指導対象となりますので、念のため申し添えます。

※1：（区分1）消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる施設（主として自主避難が困難な者が入居又は宿泊する施設）

※2：（区分2）介護保険法上の指定基準において「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」等の防火関係規定を定めているサービス

長崎県福祉保健部長寿社会課
介護サービス班
電話：095-895-2436
FAX：095-895-2576

老発第0913第3号
平成25年9月13日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた
対処方針について

平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災を受け、総務省消防庁において「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が開催され、別添1のとおり、報告書がとりまとめられたところです。

各都道府県におかれましては、下記に留意するとともに、管内市町村、関係団体及び該当事業所に対して広く周知されるようよろしくお願いします。

なお、下記の内容については、総務省と協議済みとなっています。

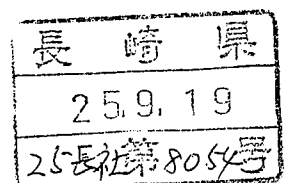
記

1 スプリンクラー設備の設置義務について

今回の報告書では、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設(主として自力避難が困難な者が入居又は宿泊する施設)のうち認知症高齢者グループホームなどの高齢者福祉施設(別添2の区分1の施設等に限る。以下1から5において「認知症高齢者グループホーム等」という。)について、原則として、全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づけることが求められている。

この設置基準は、今後、法令上措置される予定であるが、各都道府県及び各市町村においては、法令上の措置を待たずに、現在未設置の施設に対して、今回の報告書の趣旨を説明し、スプリンクラー設備の設置を積極的に働きかけていただきたい。

その際、厚生労働省において設けている介護基盤緊急整備等臨時特例基金の助成制度など各種制度を活用していただきたい。



また、今回の報告書では、地方公共団体は、認知症高齢者グループホーム等におけるスプリンクラー設備の設置を促進するため、事業者に対する啓発や各種制度の周知、関係者間の調整のほか、必要に応じ、平成25年度の地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」や平成24年度補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」を活用した支援など、地域の実情に応じた取り組みを行うことが期待されていることから、各都道府県及び各市町村においては、必要な対応をご検討いただくようお願いしたい。

2 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

今回の報告書では、認知症高齢者グループホーム等について、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにすることが求められている。

この設置基準は、今後、法令上措置される予定であるが、認知症高齢者グループホーム等の従業員は、自動火災報知設備や火災通報装置の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められるため、各都道府県及び各市町村においては、消防部局からの認知症高齢者グループホーム等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

3 従業員教育について

認知症高齢者グループホーム等については、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応できるよう、採用時等定期的に教育を実施していくことが必要である。

そのため、各都道府県及び各市町村においては、指導監査等の機会を通じて、「非常災害に関する具体的計画」に従業員への定期的な教育の時期が記載され、従業員への教育等の内容が適切なものとなるよう、認知症高齢者グループホーム等に対して指導を行っていただきたい。

なお、平成22年度老人保健健康増進等事業により、公益社団法人日本認知症グループホーム協会が「グループホームの安全性確保・向上に関する調査研究事業報告書」(http://ghkyo.or.jp/top/modules/pico/index.php?content_id=19)において「4章グループホームの防火安全対策 教材テキスト」及び「5章グループホームの防火安全対策 実践の手引き」を作成しているので、各市町村においては、管内の認知症高齢者グループホームに対して周知するとともに、必要に応じて、その活用を促していただきたい。

4 効果的な訓練の実施について

認知症高齢者グループホーム等については、訓練を行う際、建物構造や入居者の特性、設置されている設備の状況、具体的な避難経路や避難方法等施設の事情を考慮し、その効果を高めていくことが必要である。

そのため、各都道府県及び各市町村においては、消防本部等と連携し、認知症高齢者グループホーム等に対して重点的な訓練指導を実施していただきたい。

また、別添3の「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」、別添4の事例などを認知症高齢者グループホーム等に周知し、効果的な訓練の実施について働きかけをお願いしたい。

5 近隣との協力体制について

認知症高齢者グループホーム等については、地域コミュニティと連携して訓練を行うとともに、通報や応援体制においても積極的に地域と連携を図ることが必要である。

そのため、認知症高齢者グループホーム等は、日頃から地域への貢献や交流を図ることが重要であり、そうした取組により、地域において、高齢者福祉や施設への理解が深まり、緊急時におけるネットワークの強化が図られることが期待される。

各都道府県及び各市町村においては、施設の実施する運営推進会議等に地域の消防団などの出席を要請するなど、消防機関の協力を得ながら、近隣との協力体制における火災対応の実効性の確保を図っていただきたい。

6 関係行政機関の情報共有・連携体制の構築

施設の安全対策は、消防部局、福祉部局、建築部局の関係行政機関が情報を共有し、連携して対応することが不可欠である。

そのため、認知症高齢者グループホームなど介護保険法上の指定基準において「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」等の防火関係規定を定めているサービス（別添2の区分2のサービスに限る。）を行う施設（以下6～7において「対象施設」という。）については、施設の安全確保を図るため、関係行政機関の情報共有と連携体制の構築が必要となる。

今後、具体的な方法等については別途通知を発出する予定であるが、各都道府県及び各市町村においては、対象施設からの指定又は指定の更新の申請を受けた場合に、建築部局及び消防部局と連携しながら、建築基準法や消防法など

の防火関係規定の適合状況について確認のうえ、指定や指定の更新を行っていただくことを検討している。

また、上記に関わらず、指導・監査の機会を通じて、各種法令の規定に係る不備を把握した場合には、関係行政機関へ必要な情報提供を行っていただきたい。

7 防火関係の法令に不適合な施設の改善

消防用設備や防火区画など防火上の不備がある施設については、関係行政機関において、当該施設の情報を共有し、早期の改善を促すことが求められている。

このため、都道府県及び市町村においては、対象施設のうち防火関係の法令に不適合な施設について、消防部局及び建築部局と連携しながら、防火関係の法令に適合させるための早期の改善を促していただきたい。

さらには、介護保険法上の指定基準における防火関係の規定に係る不備についても重点的な指導を行っていただきたい。

別添 2

(区分 1) 消防法施行令別表第 1 (6) 項口に掲げる施設 (主として自力避難が困難な者が入居又は宿泊する施設)

(現在の対象となる施設)

①老人短期入所施設、②養護老人ホーム、③特別養護老人ホーム、⑤有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、⑥介護老人保健施設、⑦老人短期入所事業を行う施設、⑧認知症対応型共同生活援助を行う施設

(平成 27 年度以降に対象となることが予定されている施設)

⑨軽費老人ホーム (避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、⑩小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 (避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、⑪その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (「複合型サービス」などを想定)

(区分 2) 介護保険法上の指定基準において「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」等の防火関係規定を定めているサービス

① (介護予防) 通所介護、② (介護予防) 通所リハビリテーション、③ (介護予防) 短期入所生活介護、④ (介護予防) 短期入所療養介護、⑤ (介護予防) 特定施設入居者生活介護、⑥ (介護予防) 認知症対応型通所介護、⑦ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護、⑧ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、⑨地域密着型特定施設入居者生活介護、⑩地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、⑪複合型サービス、⑫介護福祉施設サービス、⑬介護保健施設サービス

防災・安全に係る事業所自主点検マニュアル

平成25年3月

長崎市福祉部・建築部・消防局

目 次

1	火気の管理	P 1～2
2	火気設備の管理	P 3～6
3	危険物の管理	P 7～8
4	ガスの管理	P 9
5	火災時の初動体制	P 10
6	消防用設備等の管理	P 11～12
7	避難管理	P 13～14
8	防災管理	P 15
9	消防機関との連絡	P 16
10	建物の管理	P 17
11	運営面の管理	P 18
12	その他災害対策	P 19

【このマニュアルの活用方法について】

このマニュアルは、介護保険事業所において、火災等の災害予防対策を推進する際に必要と思われる内容を項目として例示したものです。

事業所の実情に応じて項目を選択し、活用くださるようお願いいたします。

平成24年度指導監査概要

(介護サービス事業所関係抜粋)

平成25年11月

目次

	頁
1. 介護保険施設・事業所の指摘事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 営利法人が運営する介護サービス事業所に対する監査（書面検査）・・・・・・・・	5
3. 平成24年度の特別監査の状況（介護サービス事業所）・・・・・・・・	7
8. 介護報酬の返還状況・・・・・・・・・・・・・・・・	8

1、介護保険施設・事業所の指摘事項

区 分	介護保険			
	施設サービス	居宅サービス (介護予防含む)	計	指摘率 (B/A)
指導監査対象施設・事業所	164	2,765	2,929	22.7
指導監査実施施設・事業所 A	50	601	651	
文書指摘を受けた施設・事業所 B	9	139	148	
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割 合
	件	件	件	%
【人員に関する基準】	1	56	57	16.3
【設備に関する基準】	2	16	18	5.1
【運営に関する基準】	9	216	225	64.1
【介護給付費の算定及び取扱い】	3	48	51	14.5
合 計	15	336	351	100.0

平成18年4月から介護保険制度が改正され、事業者等に予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上が求められ、指導と監査が明確に区分されたことに伴い、行政指導としては、国が作成した「介護保険施設等実地指導マニュアル」（平成19年2月7日老指発第0207001号、平成22年3月31日老指発第0331第1号）において、従来行ってきた主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止し、利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束廃止や虐待の防止等への取組に対する指導強化、不適正な請求の是正を指導することとなっています。

これらを踏まえ、19年度の実地指導から、よりよいケアの実現を図るため、指導方針の見直しを行い、「アセスメントを行い利用者の生活上の課題を分析した上で、総合的な援助方針・目標を設定すると共にサービス等を組み合わせて提供し、定期的実施状況をモニタリング・評価することにより、新たな課題を分析しサービス計画の変更等を行う一連のプロセスの重要性」「生活支援に向けたサービスの質の確保・向上が図られる運営」等の介護サービス事業者等の育成・支援を目的とした口頭指導（助言）を行っています。

なお、利用者に直接不利益をもたらす人員基準違反、利用者等に対して説明・同意等が行われていない場合、介護報酬の各種加算等について過誤調整を必要とする場合等には文書指導を行っています。

(1) 介護保険施設の指摘事項

本県が所管する介護保険施設は、介護老人福祉施設79、介護老人保健施設33、介護療養型医療施設52の計164施設であり、24年度に実地指導した施設数は50（実地指導率30.5%）です。このうち文書指摘した施設数は9（指摘率18.0%）です。

指摘件数は15件で、内訳は人員に関する基準関係で1件、設備に関する基準関係で2件、運営に関する基準関係で9件、介護給付費の算定及び取扱い関係で3件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

〔人員に関する基準〕

- ・ 機能訓練指導員を直接雇用せずに外部委託で配置している。

〔設備に関する基準〕

- ・ 静養室の設備（ナースコールの不備等）を満たしていない。

〔運営に関する基準〕

- ・ 身体拘束廃止のための体制が整備されていない。（身体拘束廃止指針の未整備、身体拘束3原則の未遵守、職員研修の未実施）
- ・ 施設サービス計画の利用者への説明、利用者の同意もれ。
- ・ 入所判定委員会の委員に第三者委員が選定されていない。
- ・ 勤務予定表が作成されていない。
- ・ 事故発生の防止のための体制に不備がある。（事故防止委員会に委員長である施設長が参加していない等）

〔介護給付費の算定及び取扱い〕

- ・ 栄養マネジメント加算において、栄養ケア計画に対する入所者又は家族の同意が得られていない。
- ・ 従来型個室の単位数を算定すべきなのに多床室の単位数で誤って算定している。

(2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

本県が所管する居宅サービス事業所は、訪問介護244、訪問入浴介護18、訪問看護46、通所介護373、通所リハビリテーション123、短期入所生活介護109、短期入所療養介護88、特定施設入所者生活介護54、福祉用具貸与72、福祉用具販売86、居宅介護支援事業所345の計1,558事業所、また、介護予防サービス事業所は、訪問介護245、訪問入浴介護17、訪問看護46、通所介護370、通所リハビリテーション122、短期入所生活介護104、短期入所療養介護87、特定施設入所者生活介護53、福祉用具貸与77、福祉用具販売86の計1,207事業所、合計2,765事業所であり、平成24年度に実地指導を行った事業所数は601（実地指導率21.7%）です。このうち文書指摘した事業所数は139（指摘率23.1%）です。

指摘件数は336件であり、内訳は人員に関する基準関係で56件、設備に関する基準関係で16件、運営に関する基準関係で216件、介護給付費の算定及び取扱い関係で48件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

〔人員に関する基準〕

- 訪問介護において、管理者が常勤配置されていない。
- 訪問介護において、常勤専従のサービス提供責任者が配置されていない。
- 通所介護において、生活相談員や看護職員が配置されていない日がある。
- 通所介護において、機能訓練指導員を配置していない。
- 短期入所生活介護において、機能訓練指導員の配置が直接雇用職員でなく委託で配置されている。

〔設備に関する基準〕

- 通所介護において、相談室が確保されていない。
- 短期入所生活介護において、静養室の設備に不備がある。（ナースコールの未設置等）

〔運営に関する基準〕—各事業所に共通—

- 重要事項を記した書類の運営に関する基準の内容及び手続きの記載内容が不十分であること、また利用者からの同意を得ていない。
- 通所介護事業所において、定員超過がある。
- 訪問、通所介護事業所等において、勤務表が作成されていない。
- 非常災害対策について、具体的計画が作成されておらず避難訓練等も実施されていない。
- 訪問、通所等介護計画が作成されていない、又は作成されているが交付されていない。
- 訪問、通所等介護計画の作成について、利用者の同意が得られていない。
- 利用者の家族の個人情報の利用に関して、利用者の家族の同意を得ていない。

〔介護給付費の算定及び取扱い〕

- 訪問介護において、ヘルパー2人体制による身体介護の算定において、算定誤りがある。
- 訪問介護を行わなかった日にも誤って計画どおりに介護報酬の算定を行っている。
- 通所介護において、常勤専従の機能訓練指導員が配置できていないのに、個別機能訓練加算Ⅰを誤って算定している。
- 通所介護において、看護職員の欠如がある場合に必要な減算措置を行っていない。
- 通所介護において、サービスの利用を中止し利用者が医療機関を受診した場合は、医療機関の保険請求が優先され、通所サービスについては変更後の利用時間に応じた単位数を算定する必要があるが、誤って当初の単位数を算定している。
- 居宅介護支援において、モニタリングやサービス担当者会議の開催等を行っていないのに、必要な減算を行っていない。

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設 サービス	居宅 サービス (介護予防含)	計	指摘率 (B/A)
指導監査対象施設・事業所	164	2,765	2,929	22.7
指導監査実施施設・事業所 A	50	601	651	
文書指摘を受けた施設・事業所 B	9	139	148	
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割 合
【人員に関する基準】	1	56	57	16.3
①職員の不足、必要な資格が無い など	1	56	57	
【設備に関する基準】	2	16	18	5.1
①設備、居室、病室などの不備	2	16	18	
【運営に関する基準】	9	216	225	64.1
①内容・手続きの説明・同意が不十分	0	13	13	
②サービス提供の記録などの不備	1	44	45	
③利用料の受領に関する不備	0	4	4	
④サービスの取扱方針の不備・不 徹底など	2	18	20	
⑤運営規程の不備	1	15	16	
⑥勤務体制の確保が不十分など	1	36	37	
⑦重要事項等の掲示が不十分	0	6	6	
⑧衛生管理が不十分	1	22	23	
⑨個人情報取扱の不備など	1	26	27	
⑩苦情解決体制が不十分など	0	2	2	
⑪事故発生時の対策が不十分	2	7	9	
⑫会計処理区分が不明確など	0	0	0	
⑬非常災害対策の不備	0	10	10	
⑭その他	0	13	13	
【介護給付費の算定及び取扱い】	3	48	51	14.5
合 計	15	336	351	100.0

2. 営利法人が運営する介護サービス事業所に対する監査(書面検査)

全国的な取組として、平成20年度から5カ年計画で営利法人が運営する介護サービス事業所に対し、自己点検シートによる書面検査を実施しています。

24年度は、257事業所を行い、このうち文書指摘した事業所は214(指摘率83.3%)で、具体的に行った指摘事項の件数は全体で573件です。

項目毎で見ると、職員の不足等の「人員に関する基準」では51件、「設備に関する基準」で2件、利用者処遇のための「運営に関する基準」では520件となっています。

(1) 平成24年度介護サービス事業所監査実績内訳(営利法人書面検査)

事業の種類	書面検査 実施事業所数
居宅サービス事業	137
介護予防サービス事業	120
合計	257

(2) 平成24年度文書指摘の主な事項（介護保険事業所、営利法人書面監査）

区 分	介護保険事業所	
	居 宅 サ-ビス (介護予防含)	指摘率 (B/A)
監査（書面検査）実施事業所 A	257	
文書指摘を受けた事業所 B	214	83.3
指 摘 事 項	指摘数	割 合
【人員に関する基準】	51	8.9
①職員の不足など	51	
【設備に関する基準】	2	0.3
①設備、居室、病室などの不備	2	
【運営に関する基準】	520	90.8
①内容・手続きの説明・同意が不十分	185	
②サービス提供の記録などの不備	49	
③利用料の受領に関する不備	3	
④サービスの取扱方針の不備・不徹底など	5	
⑤運営規程の不備	111	
⑥勤務体制の確保が不十分	52	
⑦重要事項等の掲示が不十分	8	
⑧衛生管理が不十分	0	
⑨個人情報取扱いの不備	73	
⑩苦情解決体制が不十分	1	
⑪事故発生時の対策が不十分	0	
⑫会計処理区分が不明確	2	
⑬非常災害対策の不備	10	
⑭その他	21	
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	0.0
合 計	573	100.0

3、平成24年度の特別監査の状況(介護サービス事業所)

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
24年1月～ 24年5月 (5回)	指定(介護予防) 訪問介護事業所 外	人員基準違反、 運営基準違反、 不正請求の疑い	平成24年10月25日付で 改善勧告を行った。
24年7月～ 24年9月 (8回)	指定(介護予防) 訪問介護事業所	不正請求及び虚 偽報告の疑い	平成24年11月30日付で 指定取消を行った。
24年9月～ (25年度へ 継続)	指定(介護予防) 通所介護事業所	人員基準違反、 運営基準違反、 不正請求の疑い	平成25年9月30日付で指 定取消を行った。
24年12月 ～ (25年度へ 継続)	指定(介護予防) 通所介護事業所	人員基準違反、 運営基準違反、 不正請求の疑い	平成23年10月31日で 指定事業所を廃止している ため、平成25年8月29 日付で不正請求額の返還を 保険者に指導した。
24年12月 (2回)	指定(介護予防) 特定施設入居者 生活介護事業所	職員による虐待 の疑い	平成24年12月21日付で 改善勧告を行った。

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
25年3月～ (25年度へ 継続)	指定(介護予防) 通所介護事業所	運営基準違反の 疑い	平成25年9月30日付で指 定取消を行った。
25年3月～ (25年度へ 継続)	指定(介護予防) 訪問介護事業所	不正請求の疑い	

4、介護報酬の返還状況

	事業所数	介護報酬返還額(千円)
24年度	34	7,967 (内、加算額 745)

会計検査指摘内容について

【対象サービス及び会計検査指摘事項】

① 居宅介護支援

- 特定事業所集中減算の対象であるものの正当な理由がなく、減算を行っていなかった。
- 「特定事業所集中減算に係る届出書」を作成していなかった。

② 通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション）

- 前年度1月あたりの延べ利用人員が750人を超えていたが、大規模型通所介護費Ⅰで算定していなかった

1、特定事業所集中減算

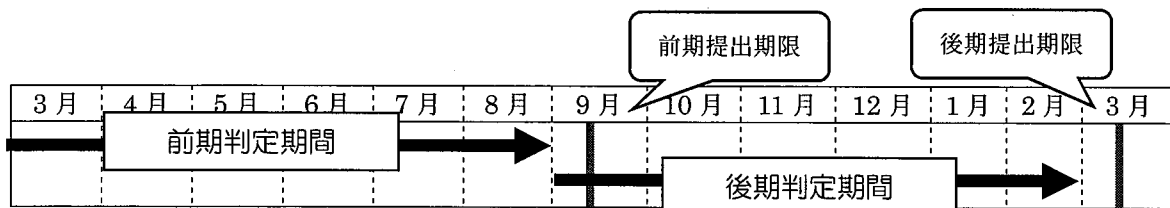
居宅介護支援

正当な理由なく特定の事業所へ紹介の偏りがあった場合、居宅介護支援費の減算を行うことにより公正中立な居宅介護支援が行われることを目的として、平成18年4月から居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算が導入されました。

【判定期間】

同一の事業者によって提供されたものの占める割合が90%を超えているか否かの判定は、6ヶ月単位の判定期間を基準に行います。

具体的には、3月1日から8月末日までの半年は「前期の判定期間」、9月1日から2月末日までの半年は「後期の判定期間」と位置付けられています。



	判定期間	9割超えた場合の 県への提出期限	減算適用期間
H25 後期	平成25年9月1日～ 平成26年2月28日	平成26年3月14日(金) ※必着	平成26年4月1日～ 平成26年9月30日
H26 前期	平成26年3月1日～ 平成26年8月31日	平成26年9月12日(金) ※必着	平成26年10月1日～ 平成26年3月31日

【判定方法】

居宅サービス計画において、「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」のいずれかについて、正当な理由なく90%を超えて特定の居宅サービス事業者（法人単位）が位置づけられている場合に減算します。

※注意

- ・ 予防給付（要支援1、2）の方は対象外

【減算対象】

当該居宅介護支援事業所における減算適用期間中の全ての「居宅サービス計画総数」に係る居宅介護支援費について減算。特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断します。（同法人で複数の事業所を保有し、利用がある場合、合算して算定する。）

【留意事項】

- ①全ての居宅介護支援事業所は、年に2度、「特定事業所集中減算に係る届出書」等による算定を行うこと。その際、計算誤り等のないよう、十分留意すること。
 - 算定の際は、事業所単位ではなく、法人単位で算出すること。
- ② 介護保険適正化システムにより、判定期間における同一法人の占める割合が90%を超えている事業所は抽出される。その場合は、長寿社会課から算定結果の再確認等の指示があるので従うこと。

【提出書類】

※ 判定結果が90%を超える事業所のみ提出

- ①居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書（参考様式1）
- ②居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式（参考様式2）
- ③居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式（参考様式3）
- ④居宅サービス事業所の選択に関する証明書（参考様式4）

ただし、離島地区の事業所（特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所）については、提出は不要です。

※ 様式等については、県のホームページで確認してください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/syutu-gensan/>

2、事業所規模による区分

すべての通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション）の事業所については、事業所規模に応じた介護報酬が設定されていることから、事業者は毎年3月に介護報酬区分の確認を行う必要があります。

1 全ての通所系サービス事業者が行うこと

すべての通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション）事業者は、平成25年4月～平成26年2月の状況を元に、事業所規模区分の算定表を作成し、「事業所規模による区分」を判定してください。なお、届出の要否にかかわらずこの書類は必ず保存してください。

○引き続き事業を実施する場合

（平成26年4月1日時点の）事業所の状況	確認方法
前年度の実績が6ヶ月以上の事業所	①ハ
前年度の実績が6ヶ月未満の事業所	②ハ

○新規開設、再開事業所の場合や定員変更した場合

（平成26年度中の）事業所の状況	確認方法
新たに事業を開始、又は再開した事業所	②ハ
利用定員を概ね25%以上変更する事業所	②ハ

○ 1月当たりの平均利用延人員数（B）を算定します。

①の確認方法

- ・期間は、（算定を行おうとする）前年度の通所介護（通所リハビリ）費を算定している月（3月を除く）
- ・各月ごとに利用延人員数を算出。

通所介護		介護予防通所介護	
3時間以上5時間未満 (2～3時間を含む)	利用者数×1/2	5時間未満	利用者数×1/2
5～7時間	利用者数×3/4	5～7時間	利用者数×3/4
7～9時間	利用者数×1	7～9時間	利用者数×1

通所リハビリ		介護予防通所リハビリ	
1～2時間	利用者数×1/4	2時間未満	利用者数×1/4
2～4時間	利用者数×1/2	2～4時間	利用者数×1/2
4～6時間	利用者数×3/4	4～6時間	利用者数×3/4
6～8時間	利用者数×1	6～8時間	利用者数×1

・(正月等の特別な期間を除いて) 毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数に7分の6を乗じた数とします。

・各月ごとの利用延人員数を合算し、通所介護(通所リハビリ)費を算定した月数(「営業月数」)で割ります。

②の確認方法

・利用定員の90%に、予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数。

$\text{利用定員} \times 0.9 \times \text{予定される1月当たりの営業日数} = \text{月平均 (B)}$

※県に届け出た当該事業所の利用定員(運営規程に定める定員)の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数を用います。

1月当たりの平均利用延人員数	事業所規模による区分	
	(介護予防)通所介護	(介護予防)通所リハビリ
(B) ≤ 300人	小規模型	通常規模型
300人 < (B) ≤ 750人	通常規模型	
750人 < (B) ≤ 900人	大規模型 (I)	大規模型 (I)
900人 < (B)	大規模型 (II)	大規模型 (II)

2 現在届け出ている体制等状況に変更が生じた場合

「事業所規模」の判定の結果、現在の体制等状況に変更が生ずることが判明した場合は、平成26年3月14日（金）までに必ず届出の手続きを行ってください。

【留意事項】

- ①事業所規模算定の根拠となる前年度の平均利用延人員数については、全通所系サービス事業所で必ず算定表を作成すること。
- ②算定の結果、前年度の規模区分から変更がある場合、3月14日までに提出すること。
介護保険適正化システムにより、請求件数と規模の区分が一致しない場合は抽出されるので留意すること。

〔提出書類〕

※ 規模に変更があった事業所のみ提出

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制状況一覧表
- ③ 前年度1月当たりの平均利用延人員数の算定表（参考様式）

※ 様式等については、県のホームページで確認してください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>

介護サービスの情報の公表

1. 「介護サービスの情報の公表」とは

介護保険制度は、サービスの利用者自らが介護サービス事業者を選択し、契約によりサービスを利用する制度です。利用者がサービスを利用する際に、必要とされるサービスに関する情報が不足していることから、介護保険法第115条の35の規定に基づき、平成18年4月からすべての事業者に対して、介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられました。

この「介護サービス情報の公表」制度により、利用者は各事業所の介護サービス情報を比較検討し、自分にあったより良い事業者を選択することができるようになりました。

2. 公表の対象となるサービスおよび事業所

(1) 対象となるサービスは、24種類で介護予防を含み52サービスです。

種別	種類	介護サービスの名称
1	1	訪問介護
2		介護予防訪問介護
3	2	訪問入浴
4		介護予防訪問入浴
5	3	訪問看護
6		介護予防訪問看護
7	4	訪問リハビリテーション
8		介護予防訪問リハビリテーション
9	5	通所介護
10		介護予防通所介護
11	6	療養通所介護
12	7	通所リハビリテーション
13		介護予防通所リハビリテーション
14	8	短期入所生活介護
15		介護予防短期入所生活介護
16	9	短期入所療養介護
17		介護予防短期入所療養介護
18		短期入所療養介護（介護老人保健施設）
19		介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
20	10	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
21		介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
22		特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
23		介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
24		特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）

25		介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
26		特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
27		介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
28	10	特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）
29		介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）
30		特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型）
31		介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型）
32	11	福祉用具貸与
33		介護予防福祉用具貸与
34	12	特定福祉用具販売
35		介護予防特定福祉用具販売
36	13	夜間対応型訪問介護
37	14	認知症対応型通所介護
38		介護予防認知症対応型通所介護
39	15	小規模多機能居宅介護支援
40		介護予防小規模多機能居宅介護支援
41	16	認知症対応型共同生活介護
42		介護予防認知症対応型共同生活介護
43		地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
44	17	地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
45		地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け専用住宅）
46	18	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
47	19	居宅介護支援
48	20	介護老人福祉施設
49	21	介護老人保健施設
50	22	介護療養型医療施設
51	23	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
52	24	複合型サービス

(2) 公表の対象となるサービス

- ・ 前年の4月～3月までの間に、100万円を超える介護報酬支払実績額のあった事業所
- ・ 新たに指定（許可）を受けた介護サービス事業所

ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護の対象サービスを提供している「みなし指定事業所」であって、指定があったとみなされた日から起算して1年を経過しない事業所については対象となりません。

3. 公表される「介護サービス情報」の内容

公表される情報は、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用するために必要な情報で、「基本情報」と「運営情報」から構成されています。なお、公表される情報の責任は介護サービス事業所が有しています。

(1) 基本情報

名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報。

なお、新たに指定を受けた介護サービス事業所は、基本情報のみを公表します。

(2) 運営情報

利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況、介護サービス事業所のサービス内容、運営等に関する情報。

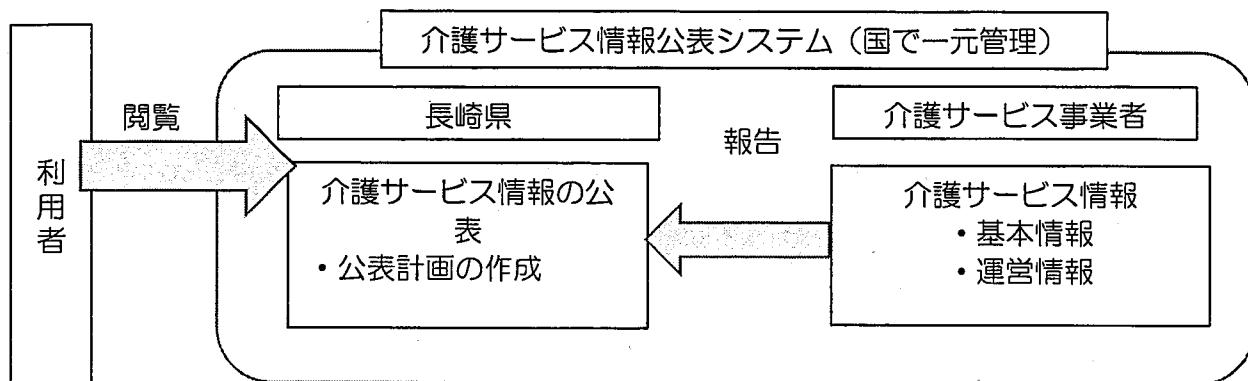
(3) 事業所の特色

事業所がPRしたい内容を公表。（任意事項）

基本情報、運営情報が公表されている状態であれば、すぐに公表できます。

4. 公表の流れ・方法

- 1 介護サービス事業者が、県に「介護サービス情報」を報告します。
- 2 報告された「介護サービス情報」を県が確認し受理します。
修正が必要な場合は、介護サービス事業者に差戻し修正を依頼します。
- 3 受理した「介護サービス情報」を県がインターネット上で公表します。
（「長崎県介護サービス情報公表システム」のページに掲載）



介護サービス情報の公表制度の仕組み

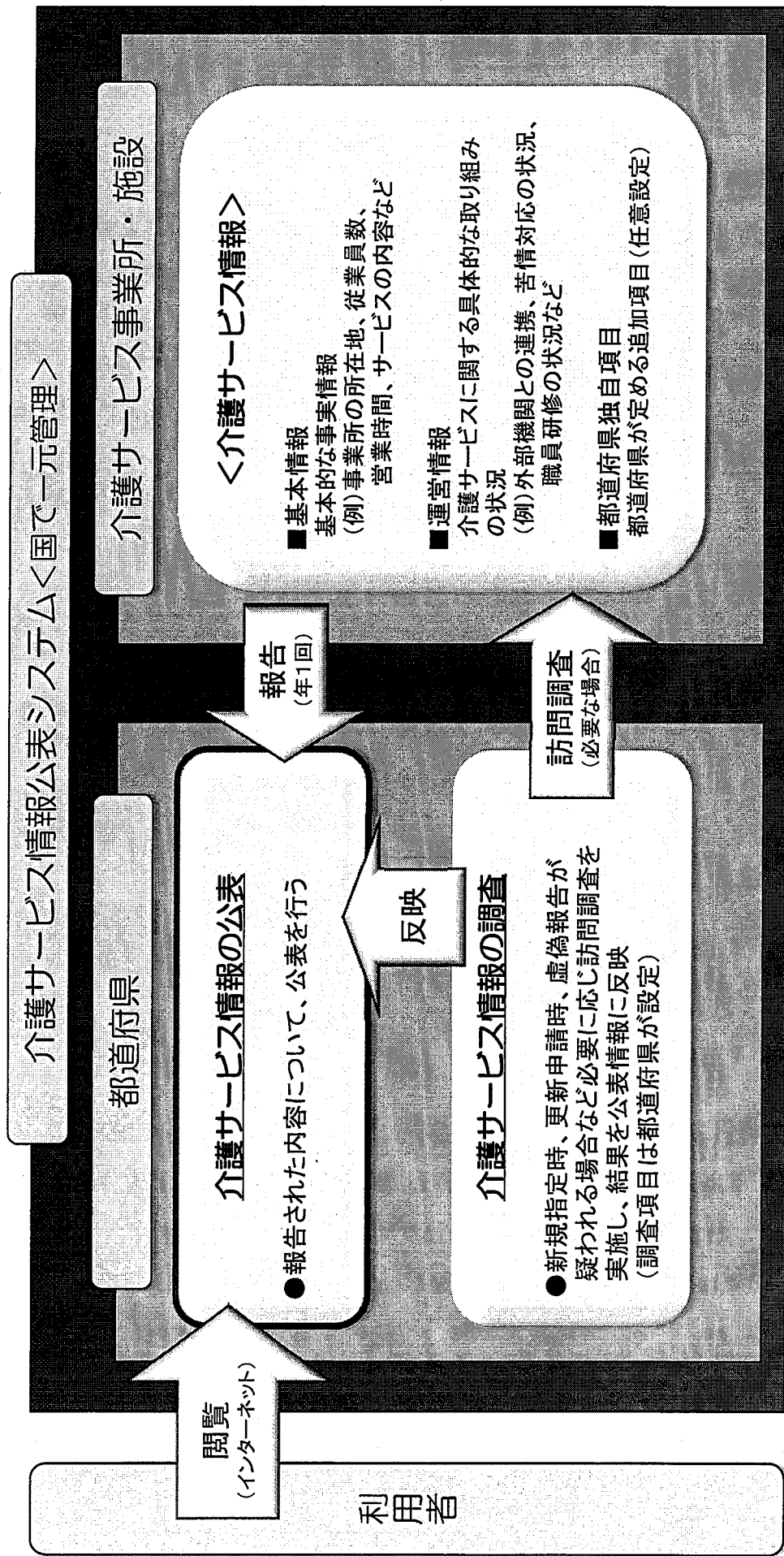
【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

【ポイント】

○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



「介護事業所検索」で検索してください。

介護事業所検索

検索

クリック

介護サービス 情報公表システム



「介護サービス情報公表システム」を活用すると…

- 知りたい地域の介護サービス事業所を検索できます
- 介護サービス事業所の情報や特色がわかります

どうぞお気軽にご利用ください。

「介護サービス情報公表制度」に関するお問合せ先

- ① 各都道府県の「介護サービス情報公表制度」担当部署
- ② 各都道府県の指定情報公表センター

※①②は介護サービス情報公表システムのお問合せ先に掲載されています。

1 見やすい

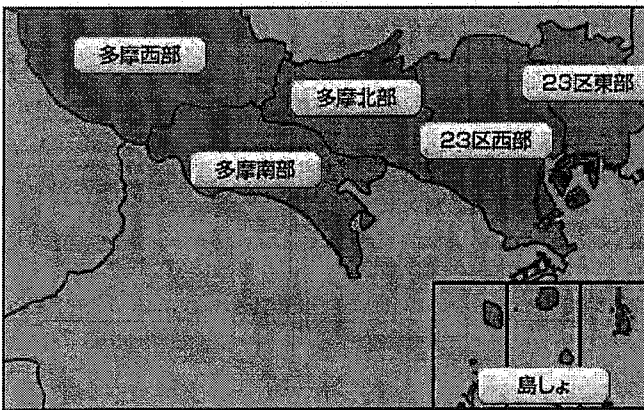


▲親しみやすいイラストで“見てわかる画面”に。

介護サービス事業所の情報を見やすい画面で検索できます。

- シンプルな画面構成
- 見やすい配色
- 地図、ボタン、アイコン等を多く使用

2 使いやすい

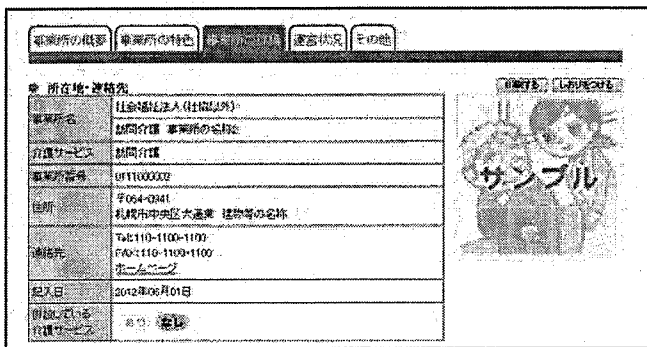


▲簡単な操作でラクラク検索。地図表示もできます。

インターネットの操作に不慣れな方も安心。知りたいサービスの種類やお住まいの地域などから、簡単に介護サービス事業所を探ることができます。

- 地図から地域の介護サービス事業所を検索
- 「利用目的別」色分けで見やすいサービス検索画面
- お気に入りの介護サービス事業所をかんたんに登録

3 わかりやすい



▲事業所情報が整理されているので読みやすい。

所在地や連絡先、提供されているサービスの内容など、利用するうえで知りたい様々な情報が表示されます。どの事業所を選べばよいか、検討するうえでの参考情報として活用できます。

- 事業所情報を内容別に表示
- 全体の状況が一目で把握できるレーダーチャートの新設
- 事業所の特色ページの新設
- 介護保険制度のしくみを解説

検索してみよう

近所にどんな事業所があるのか、地図から探してみよう

私は探したいサービスが決まっているから、サービスから探そう

TOP
画面

地図
から探す

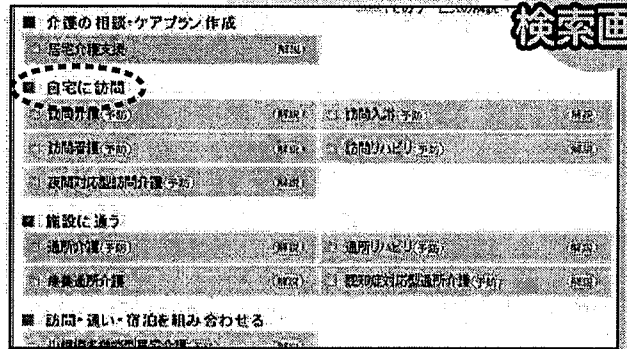
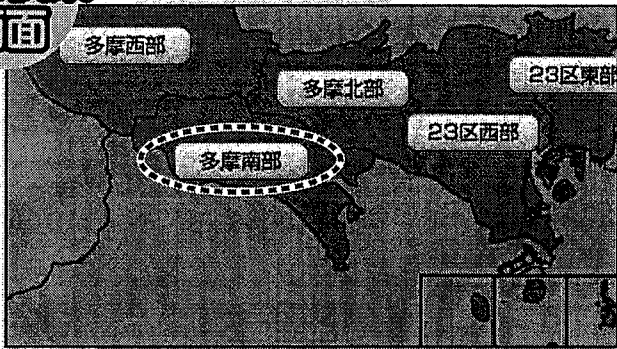
サービス
から探す

クリック

クリック

地図検索
画面

利用目的別
検索画面



▲ 地図をクリックすることで簡単に地域を選択

▲ サービスの利用目的別に分類されたため、使いやすくなった検索画面

検索結果
画面

検索された事業所を
地図上に表示

この場所に
介護サービス事業所が
あるんだね

詳細はここから
見られるのね

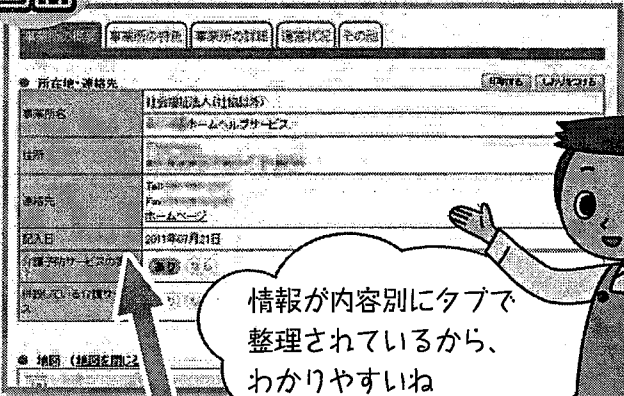


No.	事業所名	電話番号	事業種別	サービス内容	サービス提供エリア
1	介護サービス事業所	03-XXXX-XXXX	訪問介護	居宅介護支援 (介護職員5名)	全域
2	介護サービス事業所	03-XXXX-XXXX	訪問介護	居宅介護支援 (介護職員3名)	全域
3	介護サービス事業所	03-XXXX-XXXX	訪問介護	居宅介護支援 (介護職員2名)	全域

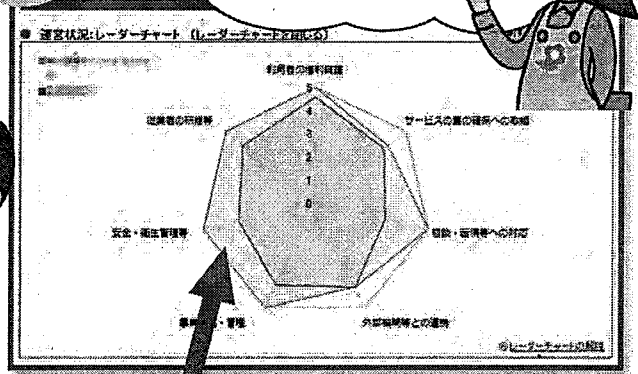
訪問調査が実施された事業所、「第三者評価」を受けた事業所などが一目でわかるアイコンを新設

事業所情報を見てみよう

「事業所の概要」画面



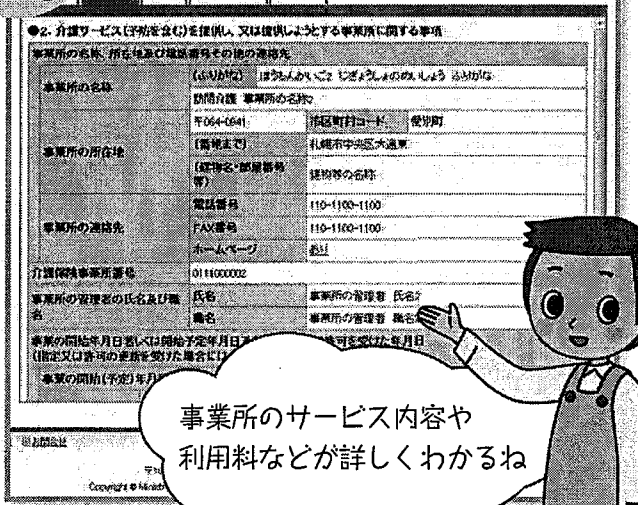
運営状況画面



「事業所の特色」画面



「事業所の詳細」ページ



介護保険制度のしくみを解説

画面操作の説明はもちろん、介護保険について解説するページが充実しています。介護保険等についてわからないことがあれば、いつでも調べることができます。

ヘルプ機能は常に画面の左側に固定

- ▶ 最初にお読みください
- ▶ 公表されている介護サービスについて
- ▶ 介護保険の解説
- ▶ 関連情報

介護保険の解説

- 介護保険とは
- サービス利用までの流れ
- サービスにかかる利用料
- 介護サービス情報公表制度とは
- 用語の解説

報告かんたん操作ガイド

- ステップ① ログインする
- ステップ② 状況を確認する
- ステップ③ 調査票を入力する
- ステップ④ 提出する

ステップ① ログインする

①ブラウザのアドレス欄に次のURLを入力します。
<https://www.kaigokensaku.jp/houkoku/> 都道府県コード/
 ②公表センターから通知されたIDとパスワードを入力します。

③提出したいサービス種別を選択してから、「ログイン」ボタンを押します。
 詳細説明マニュアル:13ページ

ステップ② 状況を確認する

①お知らせの確認
 都道府県からのお知らせを確認します。

②登録状況の確認
 調査票の報告月、調査月、公表月、記入開始日、提出開始日、報告受理日や現在の調査票の状況が表示されていますので、確認します。

③調査票進捗状況の確認
 「事業所の特色」以外の調査票は、以下の流れを経て公表されます。
 1. 事業所から都道府県へ提出。
 2. 都道府県による審査、受理。
 3. 都道府県による公表。
 各調査票の「状況」では、該当する調査票の進捗が確認できます。

④連絡先の設定 ※初回・必要時のみ
 連絡先を登録していない場合は、連絡先を登録します。
 入力内容に不備などがあり、差し戻しが都道府県により行われた際には、ここで設定したメールアドレスに差戻し通知メールが届きます。

詳細説明マニュアル:15ページ

調査票の入力が開始できます

ステップ③ 調査票を入力する

●公表する情報を入力します。項目によって入力方法が異なります。(全パターン)

単一選択(ラジオボタン)
 自由記述(複数行テキスト)

選択肢から、いずれか1つを選択します。
 複数行の文章を入力します。

単一選択(プルダウン)
 URL登録(1行テキスト)
 ホームページのアドレス等のURLを半角英数字で改行を含まず入力します。

ファイル選択ボタン
 ファイルのURLを半角英数字で改行を含まず入力します。

複数選択(チェックボックス)
 画像ファイルやCSVファイル、PDFファイルを登録する際に入力欄。
 ※画像ボタンをクリックし、使用中のPC内に保存されたファイルを選択する。

自由記述(1行テキスト)
 1行の文章を入力します。

1 「都道府県独自項目」の入力

※ボタンが表示されていない場合は入力する必要はありませんので、次の項目(2)「基本情報」の入力へ進みます。

①「都道府県独自項目」ボタンを押します。

②次に、「プレビュー」ボタンを押します。
 (公表システムで表示する画面イメージを確認します)

③プレビュー画面が表示され、提出ができるようになります。
 (紙面右上「ステップ④」提出する(参照))

④提出が完了したら、
 ②「基本情報」の入力へ進みます。

※記入途中で「一時保存」ボタンを押すと、作業を中断し、後で続きから入力できます。

詳細説明マニュアル:39ページ

2 「基本情報」の入力

①「基本情報」ボタンを押します。

②次に、「プレビュー」ボタンを押します。
 (公表システムで表示する画面イメージを確認します)

③プレビュー画面が表示され、提出ができるようになります。
 (紙面右上「ステップ④」提出する(参照))

④提出が完了したら、
 ③「運営情報」の入力へ進みます。

※タブで事項が複数に分かれていますので、記入忘れに注意してください。
 ※一時保存可能。

詳細説明マニュアル:22ページ

ステップ④ 提出する

①プレビュー画面(公表システムで表示する画面イメージ)で、入力した内容を確認します。
 ②問題がなければ、ページ下部の「この内容で提出する」ボタンをクリックします。

この内容で提出する

③提出が完了し、記入メニューが表示されます。再び「ステップ③」調査票を入力するの続きをご覧ください。

注意事項

- ・すべての提出が終了後、記入メニューページの「状況」欄に、「提出済」と表示されていることを確認してください。(「ステップ②」状況を確認する)の③「調査票進捗状況の確認」参照)
- ・提出した調査票は、都道府県により審査され、公表されます。
- ・場合によっては差戻しがあります。(詳細説明マニュアル:42ページへ)
- ・公表後に修正・追加も可能です。(詳細説明マニュアル:50ページへ)

提出まであと一歩です

3 「運営情報」の入力

※新規事業所の場合は報告の義務はありません。未記入の状態で提出してください。

①「運営情報」ボタンを押します。

②次に、「プレビュー」ボタンを押します。
 (公表システムで表示する画面イメージを確認します)

③プレビュー画面が表示され、提出ができるようになります。
 (紙面右上「ステップ④」提出する(参照))

④提出が完了したら、
 ④「事業所の特色」の入力へ進みます。

※タブで事項が複数に分かれていますので、記入忘れに注意してください。
 ※一時保存可能。

詳細説明マニュアル:29ページ

4 「事業所の特色」の入力

※任意で入力する項目です。写真や動画、空き情報などを随時掲載できますので、積極的に活用ください。
 ※既に公表されている場合は、保存後即座に公表情報が更新されます。

①「事業所の特色」ボタンを押します。

②次に、「プレビュー」ボタンを押します。
 (公表システムで表示する画面イメージを確認します)

③プレビュー画面が表示され、提出ができるようになります。
 (紙面右上「ステップ④」提出する(参照))

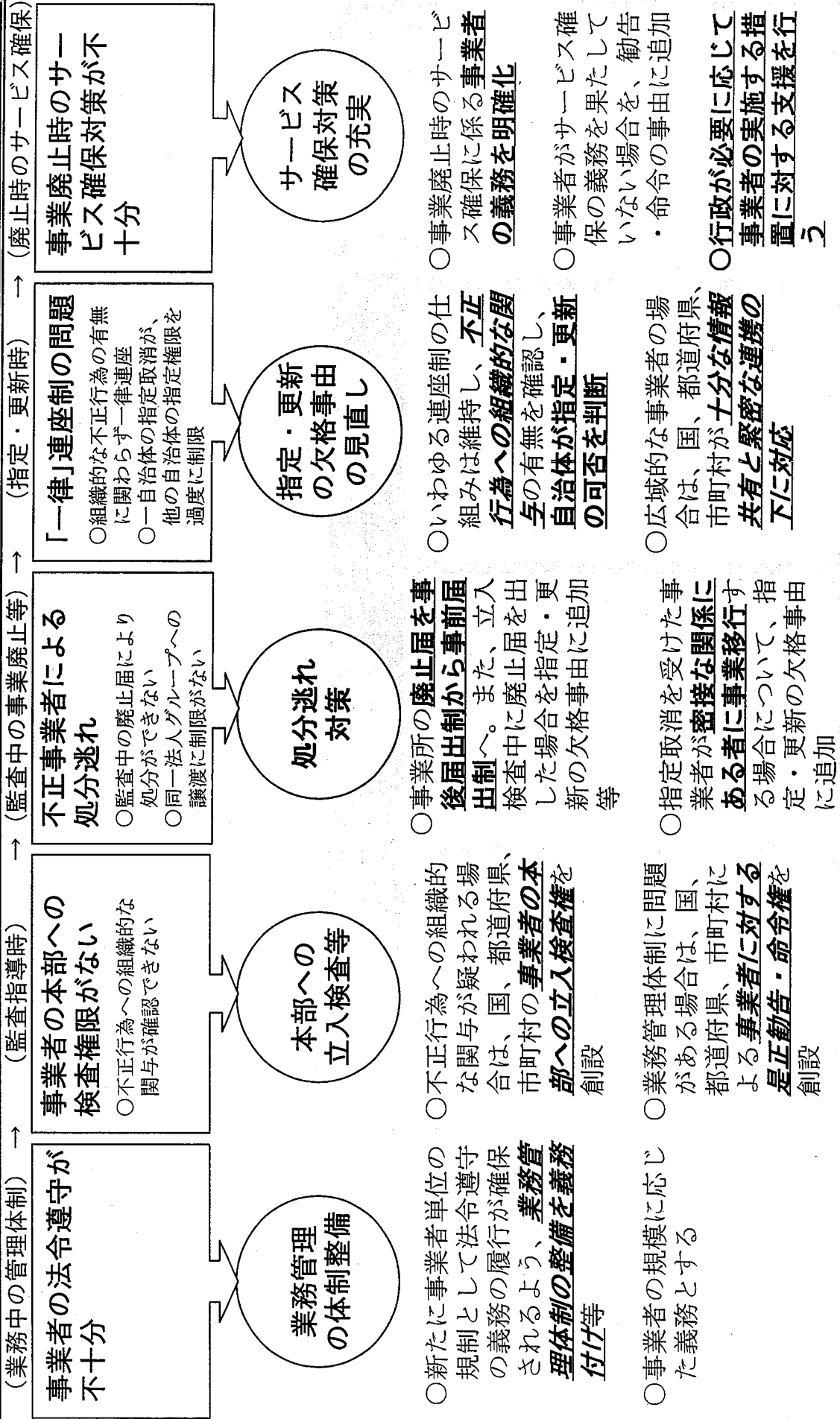
④提出が完了したら、
 「ステップ③」調査票入力」は終了です。

※記入途中で「一時保存」ボタンを押すと、作業を中断し、後で続きから入力できます。

詳細説明マニュアル:34ページ

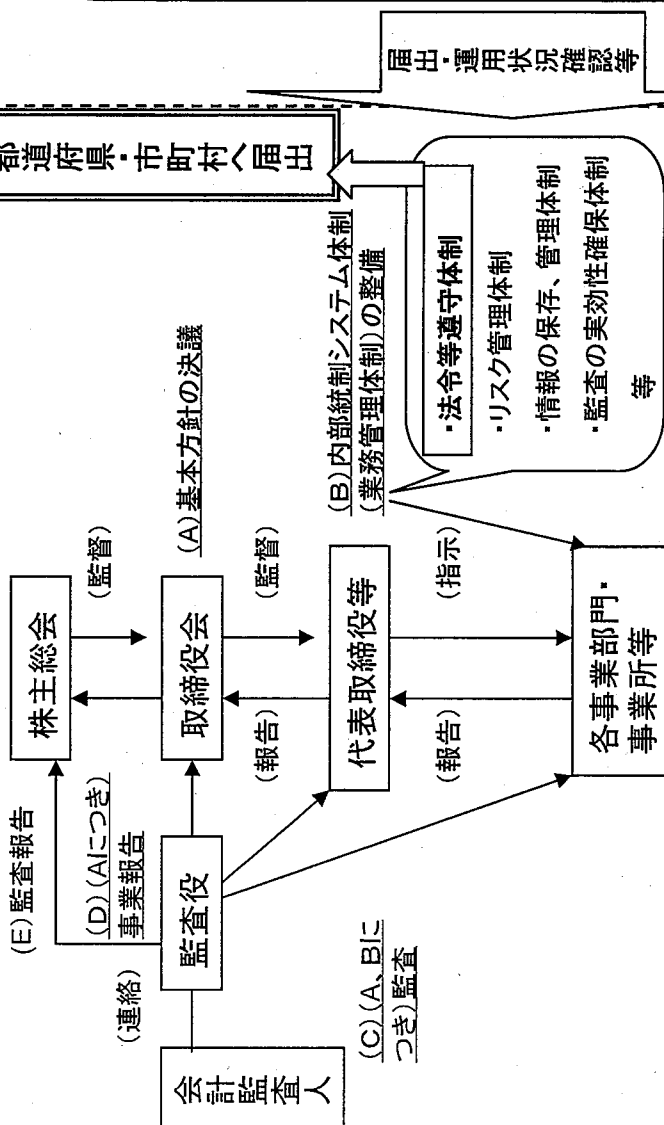
介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。



業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ

(会社法により求められる内部統制システム)



取締役	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け) 内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A、Bにつき) 監査 E (Cにつき) 株主総会に監査報告

(注) システムの図は、監査役設置会社をベースとし一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。

【法令等遵守態勢の確認の視点】

1 方針の策定

- ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

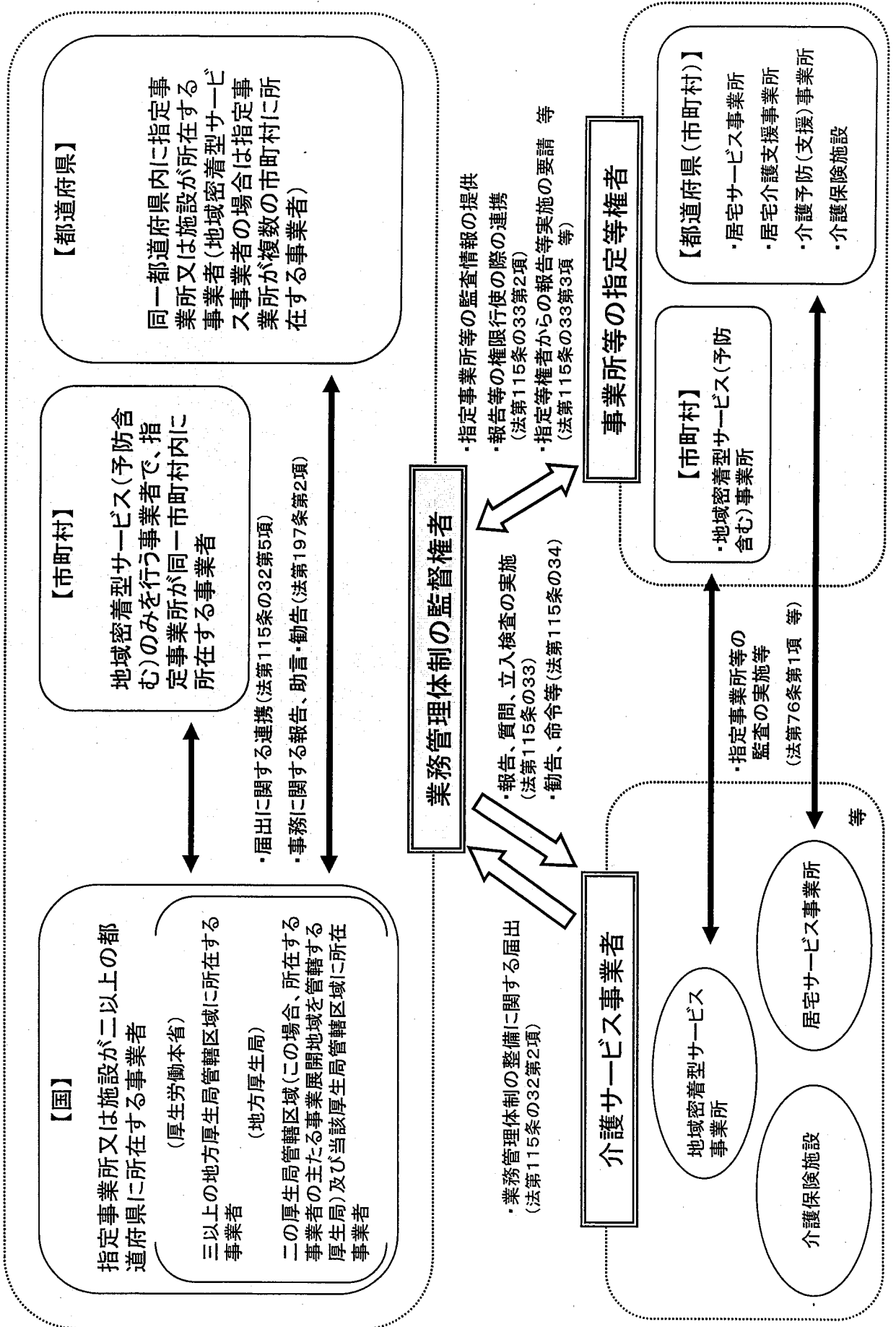
2 内部規程・組織体制の整備

- ①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

3 評価・改善活動

- ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

業務管理体制の監督体制等



業務管理体制の整備(1)

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)

法令遵守責任者の選任	法令遵守 マニキュアの整備	法令遵守 に係る監査
法令遵守責任者の選任	法令遵守 マニキュアの整備	法令遵守 マニキュアの整備
法令遵守責任者の選任		法令遵守責任者の選任

20未満

20以上100未満

100以上

指定又は許可を受けている事業所数

(みなし事業所を除く)

届出先

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が二以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣(一部、地方厚生局長に委任)
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

※業務管理体制の最初の届出は、平成21年10月31日までにを行うこととする。

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

II 検査等の実施手続等

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するため定期的に実施する。

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ③ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

(注) ②、③については該当する事業者。

特別検査

指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する。

- ① 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
- ② 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

○ 各種届出の期限について

問い合わせの多い届出内容について特記いたします。

対象事業所のご担当者は、漏れがないように届出をおこなってください。

1. 介護職員処遇改善加算の届出について

算定事業所対象

当該加算については、すでに加算を算定している事業所も、毎年度届出書を指定権者へ提出しなければなりません。届出書の提出期限は毎年2月末日です。

届出書類は、介護職員処遇改善加算届出書、計画書等となります。詳しくは県長寿社会課ホームページの「処遇改善加算」のページでご確認ください。

2. 事業所規模区分の変更の届出について

通所介護・通所リハビリ事業所対象

対象事業所においては、毎年度3月に事業所規模の区分に変更がないか確認をしていただき、変更になる場合は3月15日までに県へ届出をしなければなりません。(平成26年3月15日は土曜日であるため、提出は平成26年3月14日(金)必着とする。)

事業所規模区分に変更がない場合は届出の必要はありません。

届出書類は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)及び事業所規模区分の算定表(参考様式)となります。計算方法等詳しくは県長寿社会課ホームページの「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」のページでご確認ください。

3. サービス提供体制強化加算について

訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリ

通所介護・通所リハビリ・短期入所生活介護

短期入所療養介護・施設サービス事業所対象

既に算定している事業所においては、毎年度3月に基準に適合しているかどうかの確認をしていただき、基準に適合しない場合はすみやかに県へその旨の届出をおこなってください。

また、4月から新たに算定を行う場合は3月15日までに届出をしなければなりません。(平成26年3月15日は土曜日であるため、提出は平成26年3月14日(金)必着とする。)

届出書類は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)及び添付書類(サービスごとに異なる)となります。詳しくは県長寿社会課ホームページの「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」のページでご確認ください。

4. 変更届出について

全サービス共通（県指定分）

事業者は、法令で定められた事項に変更が生じた場合は、変更後10日以内に、県長寿社会課へ変更届出書（様式第3号）を提出しなければなりません。

定められた事項や添付書類については、県長寿社会課ホームページの「介護保険事業者の指定申請・更新申請・変更手続き」ページ掲載の「変更届添付書類一覧」でご確認ください。

5. 加算、減算の届出について

全サービス共通（県指定分）

加算を算定する場合、サービスの種類ごとに届出日及び算定開始月が異なります。詳しくは県長寿社会課ホームページの「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」のページでご確認ください。

減算となる場合、または加算の要件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨届出を行う必要があります。

加算を算定する場合、減算となる場合の届出書類は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）、体制等状況一覧表（別紙1、別紙1-2）及び添付書類（添付書類一覧でご確認ください）となります。

加算要件を満たさなくなった場合も、届出書類は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）、体制等状況一覧表（別紙1、別紙1-2）となります。

長崎県公式ホームページの リニューアルについて

http://www.pref.nagasaki.jp/



県民生活部 ▶ 県民協働課 ▶ 人権・福祉推進課 ▶ 統計課 ▶ 食品安全・消費生活課 ▶ 男女共同参画室 ▶ 交通・地域安全課 ▶ 生活衛生課	環境部 ▶ 環境政策課 ▶ 水環境対策課 ▶ 自然環境課 ▶ 未利用環境推進課 ▶ 廃棄物対策課
福祉保健部 ▶ 福祉保健課 ▶ 医療政策課 ▶ 高齢行政室 ▶ 長寿社会課 ▶ 医療福祉者支援課 (こども政策局) ▶ こども未来課 ▶ こども家庭課	産業労働部 ▶ 雇用対策課 ▶ 産業人材課 ▶ 緊急雇用対策室
水産部 ▶ 漁政課 ▶ 漁業取締室 ▶ 水産加工・流通室 ▶ 資源管理課 ▶ 水産振興課 ▶ 漁港漁場課	農林部 ▶ 農政課 ▶ 団地検査指導室 ▶ 農地利用推進室 ▶ 農産加工・流通室 ▶ 農村整備課 ▶ 林政課 ▶ 農山村対策室 ▶ 農業経営課 ▶ 農産園芸課 ▶ 畜産課 ▶ 観音崎干拓課 ▶ 森林整備室
4-1-20	中編 10

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/chouju/index.html>

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で 第29回全国健康福祉祭(わんぱく)を 平成28年度に長崎県で開催される全国 高齢者相談窓口 高齢者に関する相談窓口の情報は、 介護保険制度について 介護保険制度のしくみや介護サービスの利用方法、申請窓口などについてのページです。 高齢者施設・介護事業所に関する情報 長崎県の高齢者福祉施設・介護事業所等に関する情報です 長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ 事業者の皆様へのお知らせや関係通知等に関するページです。 介護保険事業者の諸手続き 介護保険事業者の指定申請・更新申請・変更手続きについてのページです。 長寿社会課関係資格・研修の案内 介護員、介護支援専門員の資格取得や登録等の手続きについてお知らせします。また、研修に関する情報を随時掲載します。	介護サービス事業者情報 ・ ・ ・ 県内の事業所(サービスごと)検索 ・ ・ ・ 最新の新規指定事業所の一覧を掲載 ・ ・ ・ 事業所評価加算事業所一覧 社会福祉施設(高齢者) 高齢者施設及び訪問看護ステーションを一覧で掲載
--	---

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者施策を総合的に推進しています。

第29回全国健康福祉祭(おんり)
平成28年度に長崎県で開催され

高齢者相談窓口
高齢者に関する相談窓口の情報で

介護保険制度について
介護保険制度のしくみや介護サ

高齢者施設・介護事業所等に関する情報
長崎県の高齢者福祉施設、介護事業所等に関する情報です

長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ
事業者の皆様へのお知らせや関係通知等に関するページです。

介護保険事業者の諸手続き
介護保険事業者の指定申請・更新申請・変更手続きについてのページです。

長寿社会課関係資格・研修の案内
介護員、介護支援専門員の資格取得や登録等の手続きについてお知らせします。また、研修に関する情報を随時掲載します。

・介護保険関連情報

- ・・・介護職員処遇改善加算について
- ・・・特定事業所集中減算
- ・・・条例および規則

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者施策を総合的に推進しています。

第29回全国健康福祉祭(おんり)
平成28年度に長崎県で開催

高齢者相談窓口
高齢者に関する相談窓口の情報

介護保険制度について
介護保険制度のしくみや介護

高齢者施設・介護事業所等
長崎県の高齢者福祉施設、介護

長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ
事業者の皆様へのお知らせや関係通知等に関するページです。

介護保険事業者の諸手続き
介護保険事業者の指定申請・更新申請・変更手続きについてのページです。

長寿社会課関係資格・研修の案内
介護員、介護支援専門員の資格取得や登録等の手続きについてお知らせします。また、研修に関する情報を随時掲載します。

・指定申請、更新申請、変更手続き

- ・・・指定、更新、変更、休止・廃止・再開や加算の届出の手続きおよび様式について掲載
 - ・・・申請時の手数料について
- ・業務管理体制について

認知症介護に関する各種研修(認知症介護指導者養成研修、実践者研修等)の受講者募集を掲載しています。

▶ 介護予防

長崎県版介護予防事業支援マニュアル、介護

・地域密着型サービス外部評価

▶ 高齢者福祉施設等の整備

特別養護老人ホームの整備予定事業者の公募

・介護サービス情報公表

▶ 高齢者福祉施設の防火対策について

防火対策に関するマニュアル等の情報を掲載しています。

▶ 介護サービス情報の公表等

地域密着型サービス外部評価、介護サービス情報の公表制度に関するページです。

▶ 福祉用具の重大製品事故報告

消費者庁等が公表した福祉用具の重大製品事故についての情報を掲載しています。

▶ 高齢者虐待防止・権利擁護

高齢者の虐待防止、身体拘束廃止の取り組みの紹介及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく公表を行っています。

▶ 介護報酬

介護報酬の改定、処遇改善加算、特定事業所集中減算など介護報酬に関するページです。

認知症介護に関する各種研修(認知症介護指導者養成研修、実践者研修等)の受講者募集を掲載しています。

▶ 介護予防

長崎県版介護予防事業支援マニュアル、介護予防事業改善レシピ集を掲載しています。

▶ 高齢者福祉施設等の整備

特別養護老人ホームの整備予定事業者の公募に関する情報を掲載しています。

▶ 高齢者福祉施設の防火対策について

防火対策に関するマニュアル等の情報を掲載

・介護報酬改定

・介護職員処遇改善加算

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

・・・加算の届出の方法および様式を掲載

・特定事業所集中減算

▶ 介護サービス情報の公表等

地域密着型サービス外部評価、介護サービス

▶ 福祉用具の重大製品事故報告

消費者庁等が公表した福祉用具の重大製品事

▶ 高齢者虐待防止・権利擁護

高齢者の虐待防止、身体拘束廃止の取り組みの紹介及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく公表を行っています。

▶ 介護報酬

介護報酬の改定、処遇改善加算、特定事業所集中減算など介護報酬に関するページです。